契約締結前交付書面兼説明書
（資金移動業）

JPYC株式会社
資金移動業者 （登録番号 関東財務局長第00099号）

本書面は、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」といいます。）51条、資金移動業者に関する内閣府令第28条、第29条、第29条の2及び第29条の3の規定に基づき、当社が資金移動業者として発行する電子決済手段（以下「JPYC」といいます。）を通じて、当社と資金移動業に係る取引（以下「本取引」といいます。）を行おうとする利用者に対し、予め交付する書面です。

当社が提供する資金移動業に関するサービスを利用するためには、当社が提供するウェブサイトにおける、当社の取引口座（以下「JPYCアカウント」といいます。）の開設が必要となります。

本書面には、本取引の仕組みやリスク等をはじめとする重要事項が記載されております。本書面の内容を熟読し、かかる重要事項を十分にご理解し、かつ許容できる場合のみ、ご自身の責任と判断で取引を行ってください。

重要事項の説明

【銀行等が行う業務との誤認を防止するための説明】

1. 当社が資金移動業者として行う取引は、銀行等が行う為替取引とは異なる業務になります。
2. 当社は預金若しくは貯金又は銀行法2条4項に規定する定期積金等を受け入れるものではありません。
3. 当社が資金移動業者として行う取引は、預金保険法53条又は農水産業協同組合貯金保険法55条に規定する保険金の支払の対象とはなりません。
4. 利用者の保護のための制度として、資金決済法に基づく履行保証金制度が設けられており、当社は、JPYCの発行と引換えに利用者から受け入れた資産について、履行保証金制度の下、履行保証金として供託し、履行保証金信託契約（受託者：日証金信託銀行株式会社）により信託し、又は履行保証金保全契約（相手方：日本割賦保証株式会社）を締結することによって利用者の資産を保全しています。
5. JPYCを保有する者は、資金決済法59条に従い、履行保証金の還付手続において、履行保証金の還付を受けることができます。JPYCの保有と移転に関する詳細は、「4.2. 当社が発行する電子決済手段（JPYC）の概要及び特性」をご確認ください。
6. 当社は、JPYCを保有する者に対して、利用規約（資金移動業）に基づきJPYCを日本円に償還する義務を負っています。

1. 為替取引に係る基本事項の説明

1.1. 取り扱う為替取引額の上限及び下限

- 当社が発行する電子決済手段の1回あたりの発行又は償還の上限額はそれぞれ100万円です。

- 電子決済手段の発行について、1回あたりの下限額は、JPYCが記録されるブロックチェーンごとに、それぞれ以下のとおりとなります。
    - Ethereumネットワーク (ChainID: 1 (0x1)) :3,000円
    - Avalanche C-Chainネットワーク (ChainID: 43114 (0xa86a)) :3,000円
    - Polygonネットワーク (ChainID: 137 (0x89)) :3,000円
    - Kaia ネットワーク (ChainID: 8217 (0x2019)) :3,000円

- 電子決済手段の償還について、1回あたりの下限額は、JPYCが記録されるブロックチェーンごとに、それぞれ以下のとおりとなります。
    - Ethereumネットワーク (ChainID: 1 (0x1)) :3,000円
    - Avalanche C-Chainネットワーク (ChainID: 43114 (0xa86a)) :3,000円
    - Polygonネットワーク (ChainID: 137 (0x89)) :3,000円
    - Kaia ネットワーク (ChainID: 8217 (0x2019)) :3,000円

1.2. 為替取引の標準履行期間等に関する説明

標準履行期間	原則として各手続きは受付後に即時に行われます。ただし、取引モニタリング等のAML/CFT対策のため、翌営業日（土日祝日、1月1日から同月3日、12月30日及び同月31日を除く）までに手続に時間がかかる場合があります。
手数料	JPYCアカウントの開設、維持、又は閉鎖に係る手数料は無料です。 JPYCの発行又は償還に係る手数料は無料です。 ※ただし、将来的に償還に係る手数料を徴収する可能性がある点についてはご承知おきください。 各利用者が、当社に対して金銭を振り込むために必要な振込手数料は各利用者の負担となります。

	各利用者の誤振込ないし誤送金に係る組戻しその他の利用者資金の返還に関する手数料は、全て利用者負担となります。 組戻しの手数料は、各利用者が振込ないし送金のために利用した金融機関が定める組戻し手数料によります。 ただし、当該金融機関が組戻しに応じる期間を超過した場合など、当社が組戻し以外の方法によって返金が必要であると認める場合、利用者資金の返還に関する手数料は、2,000円とします。 当社が指定するウォレットアドレスに対し、JPYC以外のトークン（暗号資産、他の電子決済手段、前払式支払手段、セキュリティトークン、ノンファンジブルトークンその他のブロックチェーン上のデジタル資産をいい、以下「誤送トークン」といいます。）が送付された場合、当社は、当該誤送トークンを返還する義務を負いません。利用者のご依頼に基づき、当社が誤送トークンの返還の可否の調査又は返還を行う場合には、以下の手数料を申し受けます。 ・誤送トークン調査手数料：1件あたり11,000円（消費税等込み） ※返還の可否にかかわらず申し受けます。調査の結果、返還ができない場合でも返金いたしません。 ・誤送トークン返還手数料：1件あたり55,000円（消費税等込み） ※上記のほか、返還に係るブロックチェーンネットワークのトランザクション手数料（ガス代）その他の実費を利用者にご負担いただきます。実費の額は返還時点のネットワークの状況により変動するため、当社が返還前にお知らせします。 ・お支払方法：当社が指定する銀行口座への振込（振込手数料は利用者負担）による前払い。 手数料及び実費の合計額が誤送トークンの価額を上回る場合、誤送トークンの価額の算定が困難な場合、又は返還に技術上若しくは法令上の支障がある場合には、返還をお受けできないことがあります。詳細は利用規約第25条（誤送トークン等の取扱い）をご確認ください。 JPYCの保有者は、決済、償還その他の事由によってJPYCを移転させる場合、当社以外の者に対して、ブロックチェーンネットワークの利用に関するトランザクション手数料（いわゆるガス代）を支払う必要がある点についてはご留意下さい。
利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先	当社は、下記の窓口にて、利用者からの苦情又は相談をお受けしております。 受付担当部署：オペレーションチーム 所在地：〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1大手町ビル4階FINOLAB内 連絡先：お問い合わせフォーム https://contact.jpyc.co.jp/s/ex

	受付時間：土日祝日、1月1日から同月3日、12月30日及び同月31日を除く平日10時から17時30分まで
為替取引が外国通貨で表示された金額で行われるか否か	当社は、資金移動業者として、外国通貨で表示された金額では為替取引を行いません。
苦情処理措置	苦情処理措置として、実行部オペレーションチームを責任部署とした業務運営体制及び社内規程を整備する措置を講じております。 当社は、苦情等への対処に関する規程を下記のように定め、規程に従って誠実に対処いたします。 （目的） 本規程は、利用者からの苦情等が当社の業務運営に係る問題提起であり、業務改善や顧客サービス向上のために有益な情報であることを踏まえ、苦情等を迅速かつ適正に解決しつつ、利用者等の利益及び業務の健全な発展を図るため、苦情等の取扱いについて定めることを目的とする。 （取扱方針） 当社は、次の方針に従って、苦情等の取扱いを行うものとする。 ● 利用者からの苦情等に対し、誠実に対応し、公正、迅速かつ透明な解決を図る。 ● 苦情等の内容に応じた説明を行い、可能な限り利用者の理解を得た解決を目指した対応をとる。 ● 苦情等の原因を解明し、必要に応じて社内態勢又は社内規則等を見直すことにより将来における苦情等の発生の防止を図る。 ● 利用者の利便性にも必要な配慮を行ったうえで、広く利用者からの苦情等を受け付ける体制を整備する。 ● 社内での対応が困難又は不可能である場合、その他担当執行役員により社外機関の利用等が適切であると判断された場合には、外部の紛争処理機関等を通じ、当該苦情等の解決を図る。 ● 利用者の個人情報について、当社に適用される個人情報保護に関連する各種法令及びガイドライン等を遵守し、適切に管理する。 ● 反社会的勢力による苦情等を装った不当な介入に対して、毅然とした対応をとるものとし、必要に応じて警察等関係機関との連携等を適切に行う。 また、苦情等への対処に関する標準的な業務フローについては以下の通りとなります。 1. 当社の実行部オペレーションチームは、お問い合わせフォームを通じて、利用者から苦情等に関する相談を受け付ける。

	2. 同オペレーションチームは、相談内容の緊急度と影響範囲を判断し、必要に応じて関連部署と連携して対応策を決定する。 3. 同オペレーションチームは、この対応策に従って当該利用者への連絡及び応対を実施する。 4. 相談内容が解決しない場合、当該利用者に対し、紛争解決支援機関に紛争解決の申し出をすることができる旨及び同機関の連絡先を通知する。
紛争解決措置	紛争解決措置として、東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター及び第二東京弁護士会仲裁センターを利用する措置を講じております。 利用者は、当社との間の電子決済手段業に関する紛争の解決について、東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会がそれぞれ設置・運営する、以下の紛争解決機関を利用することができます。 東京弁護士会紛争解決センター 電話番号：03-3581-0031 受付時間：月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）9時30分～12時、13時～16時 受付場所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階 詳細情報：https://www.toben.or.jp/bengoshi/adr/ 第一東京弁護士会仲裁センター 電話番号：03-3595-8588 受付時間：月曜～金曜（祝祭日・年末年始を除く）10時～12時、13時～16時 受付場所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館11階 詳細情報：https://www.ichiben.or.jp/bengoshi/adr/adr/ 第二東京弁護士会仲裁センター 電話番号：03-3581-2249 受付時間：月曜～金曜（祝祭日を除く）9時30分～12時、13時～17時 受付場所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館9階 詳細情報：https://niben.jp/chusai/index.html
為替取引に係る資金の入金の方法	各利用者は、JPYCアカウントを開設後、指定された銀行口座に日本円を振り込むことによって資金を入金することができます。

為替取引依頼後の当該為替取引に係る資金の状況を確認する方法	各利用者は、JPYCアカウントを通じて、電子決済手段たるJPYCの発行を依頼し、当社宛に銀行振込によって日本円を入金した後、JPYCアカウントにアクセスすることによって自己の資金の状況を確認することができます。 なお、各利用者は、自己のウォレットアドレスに対して電子決済手段たるJPYCの移転を受けた後、各ブロックチェーンのエクスプローラーによってJPYCの状況を確認することができます。 Ethereumのエクスプローラー：https://etherscan.io/ Avalancheのエクスプローラー：https://snowscan.xyz/ Polygonのエクスプローラー：https://polygonscan.com/ Kaiaのエクスプローラー：https://kaiascan.io/

1.3. 契約期間

当社が発行する電子決済手段、及びJPYCアカウントに有効期限はありません。

1.4. 中途解約時の取り扱い

1. JPYCアカウントは、当社所定の手続きを経て以下いずれかの方法を選択して解約することができます。
    a. JPYCアカウントを通じた取引に係る金銭の債権債務関係がない状態にした上で行う解約手続き
    b. 即時解約。
2. 利用者は、JPYCアカウントを閉鎖する場合、当社のサービスを利用すること（サービス利用履歴の閲覧や出金及び送付等を含みますが、これらに限りません。）が一切できなくなり、退会前の状態に復旧することはできないことを認識した上でJPYCアカウントを閉鎖するものとします。
3. 利用者がJPYCアカウントを閉鎖する場合、当社のサービスにおける利用者が有するすべての権利は、別段の定めがある場合を除き消滅するものとします。

1.5. アカウントのセキュリティに関する事項

1. 利用者はJPYCアカウントの開設にあたって、パスワードを設定し、SMS又は音声着信を受信することができる利用者本人の電話番号（法人等の場合は、当該法人等の管理の下で取引担当者が利用する電話番号）を登録する必要があります。これらの本人認証情報は厳格に管理し、他人に開示し、又は漏らしてはならず、利用者自身の責任において管理する必要があります。
2. 利用者は、当社所定の本人認証（パスワードに加えて、当社に登録された電話番号又はメールアドレス宛てに送信される認証コードを組み合わせた多要素認証、又はパスキーによる認証をいいます。）によらずにJPYCアカウントにおけるマイページの確認やJPYCの発行・償還を実施することはできません。

1.6. JPYCの発行・償還の申込みについて

1. JPYCの発行又は償還を希望する利用者は、当社に対して、それぞれJPYCの発行又は償還の申込みをする必要があります。
2. JPYCの発行又は償還の申込みをするためには、JPYCアカウントを開設し、JPYCアカウントを通じて取引時確認その他の犯罪収益移転防止法に関する手続きを済ませ、金銭の振り込みを受けるための銀行口座及びJPYCを受け取るための受取アドレスを当社に対して申告して登録する必要があります。
3. 電子決済手段の発行を希望する利用者は、当社に対して、JPYCアカウントを通じて、以下の情報と共に申込みを行う必要があります。
    a. 記録されるネットワーク（ブロックチェーン）の種類
    b. JPYCを受け取るための受取アドレス
    c. JPYCの対価として支払う金銭の額
4. 前項の申込みを行った利用者が、当社が指定した当社の銀行口座宛に、JPYCの対価として支払う必要がある金額に相当する金銭を振り込んだ場合、当社は、当該利用者が事前に申告した受取アドレスに対してJPYCを移転させます。
5. 電子決済手段の償還を希望する利用者は、当社に対して、JPYCアカウントを通じて、以下の情報と共に申込みを行う必要があります。
    a. JPYCの移転元となる登録アドレス
    b. 償還を希望するJPYCの数量
6. 前項の申込みを行った利用者が、当社が指定したウォレットアドレス宛に、償還を希望するJPYCの数量に相当するJPYCの移転を完了させた場合、当社は、当該利用者が事前に申告した銀行口座に対して、JPYCの対価として支払う必要がある金額に相当する金銭を移転させます。なお、当該JPYCに係る各ブロックチェーンについて、以下のブロック承認回数を超えたとき、利用者から当社に対するJPYCの移転が完了したものとします。

    【ブロック承認回数】
    a. Ethereumネットワーク (ChainID: 1 (0x1)) :32回
    b. Avalanche C-Chainネットワーク (ChainID: 43114 (0xa86a)) :12回
    c. Polygonネットワーク (ChainID: 137 (0x89)) :256回
    d. Kaia ネットワーク (ChainID: 8217 (0x2019)) :12回

2. 営む資金移動業の種別に応じた説明

2.1. 営む資金移動業の種別

当社は、資金決済法37条に基づいて、「第二種資金移動業者」として登録されており、電子決済手段を発行することによって為替取引を行います。

2.2. 履行保証金について

1. 当社が破綻した場合に利用者の資金を全額返還するために、要履行保証額の最高額以上の額に相当する額を東京法務局に供託し、履行保証金信託契約により信託し、又は履行保証金保全契約を締結することによって利用者の資産を保全しています。

2. 第二種資金移動業者として、利用者から受け入れた資金を未達債務として毎週金曜日から翌木曜日までの1週間の期間において算定し、そのうち最大金額以上の額を3営業日以内に供託し、履行保証金信託契約により信託し、又は履行保証金保全契約により保全する義務を負っています。なお、3営業日とは、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日数は算入しないものとし、1週間を超える場合にあっては、1週間を意味します。

2.3. 補償について

当社は、当社に故意又は過失がない場合であっても、JPYCアカウントを開設した利用者に対して補償を行う場合があります。詳しくは、利用規約及び不正取引に対する補償方針をご確認ください。

3. 電子決済手段の発行による為替取引に係る説明

3.1. 電子決済手段の発行に係る為替取引のリスクについて

本取引には様々なリスクが存在します。以下の記載は、本取引に伴うリスクの一例を説明するものであり、取引に伴う一切のリスクを網羅するものではありません。
本取引に当たっては、本書面をよくお読みいただき、商品内容・リスク等を十分にご理解しかつ許容していただける場合に限り、利用者ご自身の責任と判断にてお取引されますようお願いします。

1. 発行者や管理者等の破綻による電子決済手段の消失・価値減少リスク
    - 電子決済手段の発行者や管理者が破綻した場合、会社更生法、民事再生法、破産法その他の倒産法や会社法（外国の倒産法制を含みます。）に基づき手続きが行われますが、電子決済手段又はその裏付けとなる資産が消失することや価値が減少することにより、利用者に損失が生じるおそれがあります。
    - 電子決済手段等取引業者の破綻が生じた場合、利用者が当該電子決済手段等取引業者に預託した電子決済手段について、返還を受けられないリスクがあります。
    - 外部環境の変化（電子決済手段に対する法規制の強化を含みます。）や当社の財務状況の悪化等によって当社の事業が継続できなくなるリスクがあります。

2. サイバー攻撃による電子決済手段の消失・価値減少リスク
    - 電子決済手段の発行者や管理者がサイバー攻撃を受けた場合、電子決済手段に係るプログラムの改変ないし電子決済手段の流出等により、利用者の電子決済手段が消失し、又は価値が減少するリスクがあります。

3. ブロックチェーンネットワークに起因するリスク
    - ブロックチェーンの多数の記録者が結託し、あるいは既存の記録者が有する処理能力よりも強力な能力を用いることによって、記録台帳が改ざんされる可能性があります。
    - 電子決済手段が記録されているブロックチェーンにおける取引記録の改ざん、取消し、不承認、再定義、分岐その他の事象により、JPYC及びJPYCに紐づく権利の帰属が不明確となり、利用者に損失が生じるリスクがあります。
    - 電子決済手段に関する取引においては、ブロックチェーン上の記録の作成が完了するまで取引が成立せず、一定時間保留される状態が続きます。ブロックチェーンネットワークにおいて認証が取れ、かつ、当社での確認が行われるまで利用者に対して電子決済手段は移転しないことについて留意する必要があります。また、その認証の過程において利用者の送受信がキャンセルされる可能性があります。
    - 認証が完了するまでの時間に電子決済手段の市場価格が変動することにより、損失が生じる可能性があります。
    - ブロックチェーンネットワークの管理者が存在する場合、当該管理者の破綻等により当該電子決済手段の取引が不可能になり、利用者に損失が生じる場合があります。
    - 電子決済手段の管理は秘密鍵と呼ばれる文字列その他の電子決済手段たるJPYCを移転させるために必要な情報（以下「秘密鍵等」といいます。）を用いて行われることから、秘密鍵等の紛失や悪用等によって利用者に損失が生じる可能性があります。秘密鍵等の喪失、流出、盗難、横領その他の事由によりJPYCを自由に移転できない状態に至った場合であっても、当社はJPYCの復旧、回収、取戻、損失補填、償還に応じることはできません。

4. 価格変動に関するリスク
   - 電子決済手段の価格は、常に変動しています。電子決済手段は、その価格のボラティリティが存在することもその特徴の一つであり、物価、通貨、証券市場等の他の市場の動向等様々な要素の影響を受けます。
   - 規制強化、将来予期せぬ事象等を原因として、電子決済手段の価格が短期間で急激に変動、下落する可能性があります。電子決済手段は歴史も浅いことから、その価値に対する信用の失墜等により価格そのものがゼロとなる可能性があることも重ねてご認識ください。
   - また、当社が本取引において提供する電子決済手段の価格は、他の当該電子決済手段を取扱う取引所や相対取引と比較して最良の価格である保証はありません。

5. 流動性に関するリスク
   電子決済手段に対する評価や法的規制の導入、他の類似の電子決済手段の普及、天災地変、戦争、政変、法律の変更、同業罷免（ストライキ等）のほか、将来予期せぬ事象等を原因として、流動性（取引量）が低下し、利用者が保有する電子決済手段を売却できなくなる可能性、著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。

6. 手数料の変更に関するリスク
   当社は、将来、各種手数料等を変更する可能性があります。

7. システムリスク
   - 当該電子決済手段を構成するスマートコントラクトその他のプログラムのコードに脆弱性があった場合に不正に資産が盗み取られるリスクがあります。
   - 電子決済手段取引は、インターネット、通信機器（利用者が使用されるものも含みます。）及びコンピューターシステム機器を使用した取引です。したがって、通信回線・システム障害が発生した場合、利用者の取引に支障が生じ、利用者が損失を被るリスクがあります。
   - 当社のシステムに起因した障害の場合は、当社は、発生した当該障害の早期復旧に努め、上記リスクの軽減を図ります。ただし、この場合であっても、利用者が損失を被るおそれがあります。
   - 当社が、当社・当社以外の法人等又は利用者が運用・使用する通信回線、通信機器及びコンピューターシステム機器の障害に起因して、情報伝達の遅延、不能、誤作動等、又は受領した情報の誤謬、停滞、省略、中断その他の不具合が発生した場合、実勢レートと大幅に乖離した価格での約定や、システム復旧作業における取引のロールバック（当該障害発生以降における利用者のインターネット経由のご注文等を、通信回線やシステム障害の発生前の状態に戻すこと）、約定の取消、取引の不成立等に起因して利用者に損失が生じるおそれがあります。

8. 法令の変更に関するリスク
   - 当社のサービスは、日本に所在する当社が提供するものであり、原則として日本法の適用を受けることになります。現状、各国における電子決済手段に対する規制の状況は異なりますが、将来的に各国の法制度や税制又は政策の変更等が行われることにより、電子決済手段に係る取引が禁止、制限又は課税の強化等がなされ、電子決済手段の保有や取引が制限され、又は現状より不利な取扱いとなるおそれがあります。この場合、利用者に予期しない損失が生じるおそれがあります。
   - 当社は、利用者に対し、法務・会計・税務に関する助言を行う立場にはありませんので、利用者ご自身にて、専門家又は官公庁等にお問い合わせください。

9. 個人情報に関するリスク
    - 利用者が当社のサービスに登録した電話番号やメールアドレス、パスワード、氏名等の個人情報が、電子決済手段に係る取引に関するシステムや通信回線の障害、不正アクセスや盗聴等により、滅失、毀損又は第三者に漏えいすることによって利用者に損失が発生する可能性があります。
    - 電話番号やメールアドレス、パスワード等の情報を第三者に知られないように十分に注意のうえ、管理してください。

10. 銀行口座に関するリスク
    当社が利用者の預託金送金を受ける銀行口座や当社が電子決済手段の取引に関連して保有する銀行口座が不正送金事件等の調査対象となり、口座が凍結されるおそれがあります。

3.2. ハードフォークに係る対応について

当社は、JPYCに係るブロックチェーンについて、プロトコルの後方互換性・前方互換性のない大規模なアップデート（以下「ハードフォーク」といいます。）の実行が見込まれる場合の取扱に関する対応指針を以下のとおりとします。

a. 当社は、当該ハードフォークの計画に関する情報収集に努めます。
b. 当社は、前項の情報収集により当該ハードフォークの発生時期、内容、当該ハードフォークを計画する主体、当該ハードフォークの目的及び予測される効果、利用者に生ずるリスク等、JPYCの利用を判断するために必要となる情報を得た場合、適宜、当社お知らせページ等で利用者に提供するよう努めます。
c. 当社は、当該ハードフォークにより利用者資産の保全及び利用者との取引の履行に何らかの支障が生ずるおそれがある場合には、当該ハードフォークの発生に備えて予め当該JPYCに関する業務の全部又は一部を一時停止する等利用者資産の保全及び利用者との取引を確実に履行するために必要かつ合理的な措置を講じます。
d. 係る措置を講じる場合には、利用者に対して事前に告知します。ただし、緊急に停止せざるを得ない場合を除きます。
e. 当社は、利用者資産の保全及び利用者との取引の確実な履行等に問題がないと判断した場合のみ、業務の一時停止措置等を解除します。
f. 業務の一時停止の開始及び停止した業務の再開について、速やかに当社お知らせページ等で利用者に告知します。また、再開時期を予め定めずに業務を停止した場合には、業務の再開見込みについて、随時、利用者に情報を提供します。
g. 当該ハードフォークの発生に伴い行った業務の一時停止期間中に生じた当該JPYCの価格変動による利用者の損失については、当社は一切の責任を負いません。
h. ハードフォークによってJPYCの帰属が不明確となった場合、当社は、JPYC及びJPYCに紐づく権利が依拠すべきブロックチェーン上の記録を指定し、ホームページにおいて公表します。

4. 電子決済手段の内容に関する説明

4.1. 電子決済手段の内容に関する基本事項

1. 電子決済手段は本邦通貨又は外国通貨ではありません。
2. 電子決済手段の発行体の破綻、ブロックチェーンネットワークにおける大規模障害等を理由に、電子決済手段の価値の変動を直接の原因として損失が生じるおそれがあります。
3. 電子決済手段は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができます。

4.2. 当社が発行する電子決済手段（JPYC）の概要及び特性

JPYCの概要及び特性	【概要】 JPYC（JPY Coin）は、JPYC株式会社（以下「当社」といいます。）によって発行されている電子決済手段です。JPYCはブロックチェーンにおいてERC20規格のファンジブルトークンの形態で記録された財産的価値であり、1円あたり1JPYCの割合で発行され、償還されています。 JPYCが記録されるブロックチェーン： 以下のパーミッションレス型パブリックブロックチェーン ● Ethereumネットワーク (ChainID: 1 (0x1)) ● Avalanche C-Chainネットワーク (ChainID: 43114 (0xa86a)) ● Polygonネットワーク (ChainID: 137 (0x89)) ● Kaia ネットワーク (ChainID: 8217 (0x2019)) JPYCのコントラクトアドレス： ● Ethereumネットワーク (ChainID: 1 (0x1)) ○ 0xE7C3D8C9a439feDe00D2600032D5dB0Be71C3c29 ● Avalanche C-Chainネットワーク (ChainID: 43114 (0xa86a)) ○ 0xE7C3D8C9a439feDe00D2600032D5dB0Be71C3c29 ● Polygonネットワーク (ChainID: 137 (0x89)) ○ 0xE7C3D8C9a439feDe00D2600032D5dB0Be71C3c29 ● Kaia ネットワーク (ChainID: 8217 (0x2019)) ○ 0xE7C3D8C9a439feDe00D2600032D5dB0Be71C3c29 以下の各テストネットワークにおけるコントラクトアドレスによって定義されるテスト用のトークン（以下「テスト用JPYC」といいます。）は、JPYCと概ね同様のスマートコントラクトのプログラムによって組成されていますが、あくまで開発のテストのために配布されるトークンであり、電子決済手段に該当するものでもありません。 ● Ethereum Sepolia テストネットワーク (ChainID: 11155111 (0xaa36a7)) ○ 0xE7C3D8C9a439feDe00D2600032D5dB0Be71C3c29 ● Avalanche Fuji テストネットワーク (ChainID: 43113 (0xa869)) ○ 0xE7C3D8C9a439feDe00D2600032D5dB0Be71C3c29

	● Polygon Amoy テストネットワーク (ChainID: 80002 (0x13882)) ○ 0xE7C3D8C9a439feDe00D2600032D5dB0Be71C3c29 ● Kaia Kairos テストネットワーク (ChainID: 1001 (0x3E9)) ○ 0xE7C3D8C9a439feDe00D2600032D5dB0Be71C3c29 ※ テスト用JPYCは、JPYCとは全く異なり、当社がその価値を一切認めておらず、決済に使用することができず、償還のために利用することもできないことについてご留意下さい。 【主な用途】 JPYCは、決済や送金に利用されます。また、スマートコントラクトに組み込みやすく、幅広いデジタルアプリケーションでの決済手段として活用することができます。 【電子決済手段の保有又は移転の仕組みに関する事項】 保有：JPYCは、秘密鍵と公開鍵を用いた暗号化技術、基盤となるブロックチェーン技術及びスマートコントラクト技術により、秘密鍵等を管理する者が移転させることができます。そして、秘密鍵等を管理する者がJPYCの保有者であり、当該JPYCの帰属を受けると評価されます。 JPYCを保有する者は、当社が利用規約（資金移動業）により負う償還義務に基づき、保有するJPYCを当社に移転させることと引き換えに法定通貨たる日本円の償還を受けることを求めることができます。なお、償還のためにはJPYCアカウントを開設する必要があります。 移転：電子決済手段たるJPYCは、JPYCの残高を増減させる関数が実行され、JPYCの元保有者がJPYCを移転することができなくなり、かつ、JPYCの送付を受けた者がJPYCを自己の管理する秘密鍵等により自由に移転できる状態になったときに、JPYCの送付を受けた者に対して移転します。 【総発行量及び上限】 発行可能数量: 制限無し。需要に応じて発行されます。 【流通状況】 今後の発行予定又は発行条件としては、利用者の需要に従い、発行される予定です。 【 内在するリスク】 1. ブロックチェーンにおける取引記録の改ざん、取消し、不承認、再定義、分岐その他の事象により、JPYCの帰属が不明確となり、利用者に損失が生じるリスクがあります。 2. 発行者の破綻により、電子決済手段の裏付けとなる資産が消失することや価値が減少することにより、利用者に損失が生じるおそれがあります。 3. 処理可能なトランザクションを上回る量の取引がブロックチェーン上で発生した場合に、利用者の取引が遅延する可能性があります。

	4. ブロックチェーン上にデプロイされたコントラクトコードに脆弱性があった場合、不正に資産が喪失又は流出するリスクがあります。 リスクについての詳細は、前述の「電子決済手段の発行に係る為替取引のリスクについて」をご確認ください。 【利用者財産の管理方法及び倒産隔離の状況等】 ● 当社は、利用者の電子決済手段を管理しません。 ● 電子決済手段の発行と引換えに受け入れた利用者財産については、以下の方法によって、要履行保証額の最高額以上の額に相当する額を保全します。 ○ 資金決済法43条に基づく、履行保証金として東京法務局に供託することによる保全 ○ 資金決済法45条に基づく、履行保証金信託契約に基づく信託財産の信託を行うことによる保全 ○ 資金決済法44条に基づく、履行保証金保全契約の締結による保全

4.3. 償還について

【償還請求に係る債務者】
- JPYCを発行する当社が、償還請求に係る債務者となります

【償還請求に係る執行方法、性質及び償還を受ける方法】
1. 当社にてJPYCアカウントを開設した者は、保有するJPYCを当社に移転することと引き換えに円の償還を受けることができます。
2. JPYCの償還は、JPYCアカウントを通じて、所定の方法によって当社に対してJPYCを返還し、対応する額の金銭について銀行振込を受ける方法によって行います。
3. JPYCアカウントを開設していない者は、JPYCアカウントを開設しない限り、JPYCを保有していたとしても当社に対して償還を求めることはできません。
4. 当社は、利用者保護のための制度として履行保証金制度を設けております。利用者は発行者の破綻など万一の場合には、資金決済法59条の規定に基づき還付を受けることができます。

【償還に要する期間】
- 原則として償還に係る手続きは受付後に即時に行われます。ただし、取引モニタリング等のAMLCFT対策のため、翌営業日以降まで手続きに時間がかかる場合があります。

【償還手数料等の償還に関する事項】
- 償還に関する手数料については、前述の「為替取引の標準履行期間等に関する説明」のとおりです。

【償還に関する受付窓口】
当社は、下記の窓口にて、JPY Coinの償還に関するお問い合わせをお受けしております。
受付担当部署：オペレーションチーム
所在地：〒100-0004

東京都千代田区大手町1-6-1大手町ビル4階FINOLAB内
連絡先：お問い合わせフォーム
https://contact.jpyc.co.jp/s/ex
受付時間：土日祝日、1月1日から同月3日、12月30日及び同月31日を除く平日10時から17時30分まで

2025年10月24日制定
2025年12月15日改定
2026年5月15日改定
2026年9月24日改定